

令和3年第4回神崎町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年6月10日(木曜日) 午前10時02分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
日程第4 議案第1号 令和3年度神崎町一般会計補正予算(第2号)について
日程第5 議案第2号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第6 発議案第1号 神崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第7 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
日程第8 請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
日程第9 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君									
教	育	長	椿	勇	君	総務課長	久保木豊吉 君						
町	民	課	長	浅野	憲治	君	まちづくり課長	金田 智 君					
まち	づくり	課	担	当	課	長	石井	達矢	君	保健福祉課長	廣瀬	裕	君
教	育	課	長	本宮	賢	君	会計管理者(出納室長)	鈴木	信成	君			

職務により出席した者

事	務	局	長	高橋	誠一	君	書	記	花嶋	三永	君
---	---	---	---	----	----	---	---	---	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（石橋 伸一君） おはようございます。令和3年第4回神崎町議会定例会にご出席いただきまして、ご苦労様です。本定例会も、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、6月4日に行われました議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から11日までの2日間とすることになりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

(午前10時02分)

◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） ご報告いたします。椿議員が若干、遅れております。ただ今の出席議員は9名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、5番 鈴木 節子議員、6番 木内 直樹議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（石橋 伸一君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎行政報告

○議長(石橋 伸一君) ここで、神崎町長より行政報告の申出がありますので、これを許します。

椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 本日は、6月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様、多数のご出席をいただき、ご苦勞様でございます。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

昨年から1年以上続く世界的なコロナ感染下にあつて、日本も現在、第4波と言われる感染の猛威に襲われており、本町でも現在、30例の感染者が発生しております。

国はこれに対処すべく、東京都をはじめとした3度目の緊急事態宣言が、区域変更と期間変更を重ねながら6月20日まで延長されるとともに、更なる蔓延防止に取り組んでいる状況下、特に待ち望まれるのがワクチン接種による感染防止策でございます。政府としても、ワクチン供給を円滑にし、7月を目途に高齢者の接種を完遂させたい意気込みであり、どの自治体においても迅速な対応をしようとして接種環境の整備に努力をしているところであります。

本町では、5月7日から、県内でいち早く高齢者の集団接種を開始し、現在、1,361名の方がほぼ1回目の接種を終えました。今後も、7月22日までに全高齢者が2回の接種を終える予定であります。国からのワクチン供給に応じて、次なる一般の方へ早期接種の実現を目指すべく、更なる手立てを講じているところでございます。

個別接種においても、香取郡市医師会に協力をお願いし、香取郡市全域で接種対応が可能となりました。医療機関の少ない本町にあつては、神崎クリニックにおいても接種が実現いたしました。集団と個別を併用しながら、全ての町民の皆様のワクチン接種を着実に実施して参ります。

一方、こうした感染予防対策と併せ、社会経済活動の両立も重要なことでもありますから、先の5月臨時議会においてご承認いただきました補正予算によって、発酵の里

こうぎき元気もりもり笑顔応援券の発行に着手しており、7月から利用していただけるよう、本日から送付を始めるところでございます。

また、各種給付金では、子ども生活支援金を5月末に528名の児童・生徒へ給付を行っており、6月中に130名、対象者全員、658名分の給付を行う予定となっております。

今後も引き続き町民の暮らしと安定を図る支援対策を講じて参ります。

深刻化するコロナ感染拡大の影響により、町の大きな事業である酒蔵まつりや、5月に予定していた神崎発酵マラソンの開催を見送ったほか、消防団によるポンプ操法大会の香取支部及び県大会が中止となりました。

町では、こうした状況下、感染防止策を徹底しながら、実現可能なものや、新年度事業の執行を進めているところであります。

まず、循環バスきらきら号を新車両へ更新し、外観も町のイメージ風景をデザイン化したものに一新して、4月5日から運行を始めました。

防災対策では、役場庁舎及びふれあいプラザの非常用発電設備設置工事が完了し、災害対応の拠点となる両施設の機能強化を図りました。

また、災害に強い森づくり事業により、地権者の協力を得て、古原地先の森林整備工事を実施し、台風での倒木被害による道路交通止めや電線切断などの被害を未然に防ぐための整備を行っております。

次に、文部科学省の進める1人1台の端末の整備構想の下、国庫補助金を受けて実施しましたGIGAスクール事業につきましては、小中学校の全児童・生徒及び教職員へのタブレット端末の設置と、校内の高速通信ネットワーク環境の整備を進め、令和3年3月に、3校の整備を完了いたしました。

今後は、新学習指導要領の完全実施とともに、タブレットを活用した新しい授業スタイル、また、新型コロナウイルス感染症対策としても、児童・生徒の学びの環境確保として活用が図られるところであります。

次に、長年の要望が実りまして、本年1月に事業認定となりました圏央道神崎パーキングエリアの設置計画に併せまして、道の駅の拡張と周辺道路の付け替え等を検討する道の駅拡張計画設計業務を今、進めているところであります。国と協議を重ねながら、高速道路と一般道の双方から利用が可能な施設を想定した機能拡張に向けた基本計画を策定して参ります。

道の駅発酵の里こうぎきは、開業から6年が経過いたしました。一昨年は、年間80万人近い来場者にお越しいただいておりましたけれども、昨年はコロナ感染症の影響

により、連休中の休業をはじめ、厳しい経営環境となりました。昨年の4月、5月は、緊急事態宣言下で自粛の影響もあり、対前年比36%のお客さんの減となりました。10月には回復傾向となり、ほぼ前年並みにお客さんが戻ってきたものの、1月の緊急事態宣言時には、再び減少となりました。観光バスなどの観光需要の減少により、発酵市場棟は厳しい環境となっている反面、新鮮市場については、生活需要が伸び、売上げは上昇傾向となっております。

今後も、感染症対策に留意しながら、更に皆様に愛される道の駅を目指して参ります。

次に、道路改良事業関係では、主要事業であります町道3路線、成田神崎線、毛成堀籠線、神宿松崎線につきまして、本年度は、用地を中心として移転補償工事及び本工事などの事業を進めて参ります。

次に、水道事業による郡地先配水管布設替工事ですが、国道356号及び県道郡停車場大須賀線沿いの既設配水管と、埋設ダクタイル鋳鉄管及び石綿管を撤去し、配水用ポリエチレン管を延長351メートルにわたって布設替えをするもので、5月28日に入札し、施工業者が決定し、令和4年2月完了予定で進めているところでございます。

最後に、5月末での出納整理期間終了により、令和2年度の決算見込みが出ましたので、お知らせいたします。

一般会計では、収入済額が40億348万6,000円、支出済額が37億5,238万3,000円となり、翌年度へ繰り越す財源5,028万6,000円を差し引きますと、2億81万7,000円の実質収支となる見込みであります。

また、税収見込みについては、主なもので個人町民税収納額が対前年度比0.1%、146万4,000円の減、法人町民税は34.2%、2,607万5,000円の減、固定資産税は、対前年比9.5%、2,883万9,000円の増、普通税全体では0.3%、242万2,000円の増となりました。国民健康保険税は、対前年度比0.9%、139万8,000円増額し、徴収率は、現在と滞納繰越し分を合わせ、4.7%増の88.8%となりました。徴収対策の成果が出ているものと考えています。

結びになりますが、今後とも、議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

◎日程第3 報告第1号

○議長（石橋 伸一君） 日程3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

報告書を朗読させます。

（事務局長朗読）

○3番（高柳 智君） 今の繰越計算書の報告の中で、地域経済活性化券交付事業と、道の駅拡張計画事業については、補正の時に財源内訳として、地方創生臨時交付金、こちらが特財として入ったと思うんですが、今の報告の中では一般財源に振り替えられているのはなぜでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の中にありましたコロナ感染対策地方創生臨時交付金を特定財源としたこの2つの事業ですけれども、商工業者緊急支援事業、こちらにつきましては、繰越した146万6,000円につきましては、もともと交付金を充てて特定財源としていた事業につきましては、令和2年度中に完了しております、この分につきましては、繰越し分につきましては、単費分を繰り越したということでございます。

一方、道の駅拡張事業、こちらにつきましては、昨年9月に補正で予算化したものでございます。こちらにつきましては、12月に繰越しの手続きを取らせていただきまして、当時この道の駅拡張事業分の交付金3,300万円につきましては、令和2年度分を一度返還して、令和3年度で再交付するというような手続きを取ることによって県から説明されていたんですけれども、その後、県の説明が変わりまして、全体の交付決定額が交付金全体として1億9,000万円。その中で、総事業費が上回っている、こういった交付決定額の範囲内であれば、財源の組み替えは可能であるというような県の方針が示されたことによりまして、繰越事業の財源を町単費に組み替えをさせていただいたということで、今回は財源の内訳が一般財源という形になっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 町道成田神崎、道路のやつですが、これ繰越して378万4,000円、これは町長の行政報告でもありましたが、町道3路線のうちこれは用地交

涉か、それとも工事費なのか。これを繰り越した原因。

それで、一般財源もありますが、国庫補助金は、これは繰り越しても返さなくてもよかったですか。

この点。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） 町道成田神崎線の改良事業の繰り越しについてでございます。

こちらは、用地費なのか本工事の分なのかというご質問ですが、もともと当初予算の段階で予算化したものは、用地購入費としてこの予算は確保してございました。ただ、年度の途中で用地交渉が年度内に終了しないということが判明しましたので、補正予算でこちらの用地費を本工事のほうに振替の補正予算を組ませていただいた上で、繰越明許費の設定をさせていただいたということでございます。ということで、こちらの繰り越した事業につきましては、本工事分、実際には切土工事を予定しておりますが、そちらの経費ということでございます。

振り替えた理由なんです、用地費として繰り越すというのが、国庫補助のルールの中で認められておりませんので、それを繰り越すとなると、それを不用額として返す形になってしまいますし、ペナルティ的なものもあるということで、用地費として不用額にせず、本工事のほうに振り替えて繰り越したと。国庫補助を無駄にしないためのテクニク的なもので、こういうふうにさせていただいたということでございます。

以上です。

○10番（寶田 久元君） あとは細かいことは一般質問でやります。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質問はありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 以上で、日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第4 議案第1号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(石橋 伸一君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第1号 令和3年度神崎町一般会計補正予算(第2号)の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ27億7,030万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、民生費国庫補助金では、低所得の子育て世帯に対する特別給付金として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金445万円を計上いたしました。また、衛生費国庫補助金として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金986万5,000円を計上いたしました。

20款、繰越金では、28万5,000円を計上いたしました。

21款、諸収入では、コミュニティ助成事業助成金として、230万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、コミュニティ事業としてコミュニティセンターの遊具新設に係る補助金230万円を計上いたしました。

3款、民生費では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯への生活支援対策として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業445万円を計上いたします。

4款、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、ワクチン接種体制確保のため、986万5,000円を計上いたします。

10款、教育費では、体育施設管理事業として、野球場施設の修繕料13万5,000円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(石橋 伸一君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 高柳 智議員。

○3番(高柳 智君) 2点ございます。

まず、コミュニティ助成事業補助金なのですが、どこにどのような遊具の設置に対しての補助か。

もう一点目が、子育て生活支援特別給付金給付事業ですけれども、こちらの給付の内容を教えてください。

この2点です。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） まず、コミュニティ助成事業のご質問でございます。

こちらにつきましては、宝くじの普及広報事業としまして実施しているものでございます。財源につきましては、宝くじの売上金ということでございます。

どこにどのようにというご質問ですが、成城台地区が行う成城台のコミュニティセンターへの遊具の設置工事に対する助成ということで、内容的には、滑り台と2人用のブランコを設置するという工事に対する助成金としまして、230万円を計上したところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 子育て世帯支援給付金についてお答えいたします。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯の特別給付金の支給をするものとなってございます。

支給の対象としましては、児童扶養手当受給者、そしてそれ以外の令和3年度において住民税均等割が非課税な子育て世帯となっております。

1番目の、児童扶養手当受給者につきましては、県が事業主体となっております。町のほうでは、その他の令和3年度の住民税非課税世帯、こちらは令和3年4月において、児童手当または特別児童扶養手当の受給者であったという方が要件になりますが、こちらに対して給付するものとなっております。

1件当たり5万円の額を助成するものということで、想定としまして77件を予定してございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 新型コロナウイルスワクチン接種事業、これのあれですが、ワクチン接種予約相談業務委託料、これはコールセンターに支払うお金ですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

こちらの部分につきましては、コールセンターの運営費、及び今、接種事業を行っております会場に人員の派遣も併せてお願いしております。それを合わせた額となっ

ております。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これは今、65歳以上ですが、65歳以下の人にこれから接種券を配って、コールセンターに連絡するわけなんだろうが、それを、どうも第1ステージか、先に65歳以上をやったと仮定した場合に、コールセンターではなかなか繋がらない、何とか他の方法もないかなというようなのは当然、保健福祉課にも来ていると思います。一般質問では細かくやりますが、その辺の考えを、これは議案審議だから、聞いて終わりにしますが。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 今回の高齢者へのワクチン接種開始に当たりまして、電話での予約の受付、大変電話が混み合って、なかなか繋がらないということで、町民の皆様、とりわけ高齢者の皆様、そしてそれを抱える家族の皆様にはご心配、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

何分、このような大規模な接種は町も当然、初めての事業ということで、結果として電話が繋がらないというような状況に繋がったものと考えてございます。

この後の一般住民の皆さんに対するワクチン接種の予約につきましては、年齢ごとに予約の受付のタイミングをずらすなどして、できるだけ混乱のないように、予約の業務を進めて参りたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） ここでご報告いたします。ただ今椿議員が議場に入られましたので、出席議員は10名になります。

ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第1号 令和3年度神崎町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第5 議案第2号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 令和3年度神崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,330万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきましては、3款、国庫支出金、介護保険事業費補助金として、介護保険システム改修のための国庫補助金15万円を計上いたします。

6款、繰入金、その他一般会計繰入金では、事務費繰入金として、15万円を計上いたします。

歳出につきましては、1款、総務費では、令和3年度の介護報酬改定等に伴うシステムの改修費用として、30万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第2号 令和3年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第6 発議案第1号 神崎町議会会議規則の一部を改正

する規則の制定についてを議題といたします。

提出者は登壇して、発議案の朗読と提案理由の説明を行ってください。

10番 寶田久元議員。

○10番（寶田 久元君） 議長のお許しを得ましたので、発議案を朗読します。

（発議案朗読）

提案理由の説明ですが、神崎町議会会議規則は、全国町村議会議長会による標準町村議会会議規則に準拠して制定されているものですが、社会情勢の変化に伴い、令和3年2月9日に標準町村議会会議規則の一部が改正されたことから、本町議会会議規則も所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間の規定を新設するものであります。

また、請願者の利便性を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。発議案でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 発議案第1号 神崎町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 請願第1号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第7 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員は登壇し、請願の朗読と趣旨説明をしてください。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） （請願朗読）

今回の請願の概要は、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生じ、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれもあることから、制度の堅持を求めるものであります。

議員の皆様のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

◎日程第8 請願第2号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第8 請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員は登壇し、請願の朗読と趣旨説明をしてください。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） （請願朗読）

今回の請願の概要は、子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するため、教育環境の整備を一層進める必要があることから、2022年度の教育予算の拡充を要望するものでございます。

議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたしま

す。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

◎日程第9 一般質問

○議長（石橋 伸一君） 日程第9 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いいたします。

◇ 2番 大原 秀雄 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原秀雄議員の質問を許します。

○2番（大原 秀雄君） 皆さん、こんにちは。ただ今、議長からご指名をいただきました大原秀雄でございます。これから一般質問をさせていただきます。

まずその前に、今の日本は新型コロナウイルスの重症者の数が高止まりし、緊急事態宣言の更なる延長が決まりました。現在の医療体制は、医療従事者の総力戦が必要な局面に入ったと思われまます。菅首相も日本医師会などにワクチン接種への協力を要請し、医療とワクチンの総力戦でコロナの感染終息へ向けて闘っているところでございます。

その中でも、我が神崎町は千葉県で最も早くワクチン接種を行うことができました。これも町長はじめ職員の努力の賜物だと思っております。町民からも感謝の声が聞こえております。

そんな中でも、町はアフターコロナのための施策を今、検討しなければなりません。これからウイズコロナの時代だと言われており、インフルエンザと同じように共存しなければなりません。

先日、国会では、わいせつ教員対策法が成立いたしました。新法には、子どもに接する業務につく者の性犯罪を防止するため、教員から保育士に至るまで、わいせつ行為を防止するための検討をすることになりました。

我が神崎町も、子どもたちの安心・安全に過ごせる環境づくりが必要ではないでし

ようか。今日は、特に将来を担う子どもたちの安心・安全に視点を置いた質問をいたします。

これから先は自席にて質問をさせていただきます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 初めに、国土交通省踏切義務指定について質問いたします。

この質問は、私が一昨年からずっと行っております郡の踏切の関係の質問でございます。

先月、4月14日水曜日の千葉日報、もう一つ、日刊建設新聞、2つの新聞に郡県道JR東日本成田線、国道356号線にかかる踏切が、国土交通省踏切改良義務対象として指定されました。この踏切の拡幅については、私の一丁目一番地の公約でもあり、地権者とともに、いち早くの着工を願うものでございます。

それでは、質問いたします。担当課長はこの新聞、ご存じですか。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） お答えします。

議員おっしゃられた新聞の記事については、読ませていただいております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 町長はどうですか。ご存じですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 後から確認させていただきました。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 傍聴者の方もいらっしゃいますので、傍聴者の方はなかなか分からんかと思いますが、簡単にちよつとこの新聞、読み上げさせていただきます。

「踏切改良義務、千葉11か所」、これが大きなタイトルでございます。国交省改正法第1弾ということで、千葉日報に出た記事でございます。内容は、指定対象の大半は、長時間待たされる開かずの踏切や、通学路、福祉施設近辺、特に安全確保が必要な箇所ということで、この郡の踏切が千葉県の11か所の中に指定されたというのが内容でございます。

この内容を新聞に書かれたことによって質問いたしますが、この新聞によって踏切の拡幅着工工事まで何か変化はございますか。課長。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） 今回のこの法指定によりまして、県内では11か所ということで、そのうちの1か所が郡県道踏切ということでございます。今後の、

動きというか、今後の事業がどうなるかというところなんです、当然、この法指定を受けると、自治体だけではなくて鉄道会社のほうも改良を義務付ける対象となるということから、この法指定のほうは事業の後押しとなって、事業が加速するということが十分、期待できるのではないかなと、そういうふうに考えております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 少しでもこの新聞によって指定されたことによって、着工が早くなれば、本当に町民の皆さんも非常に困っている踏切なので、喜んでいただけるかと思います。

町長に質問いたします。着工まで、県、JRについて、今後のアプローチについてはいかがお考えですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

こうした指定に至る経過として、大原議員も議員になられた時から実際に活動していただいて、地権者の方にもアプローチさせていただいたと、そういう動きを随時、土木事務所のほうにも連絡させていただいて、地元でもこういう動きがあって、かなり進捗しますよというようなことが伝わっていたということがあって、やはり県のほうも国に上げたんだと理解しているところでございます。

今後のアプローチでございますけども、国道356号線の踏切ということで、事業者は県になるわけでございます。ですから、香取土木事務所が末端の出先ということになりますので、そこと随時連絡を取りながら、私どもも一緒にいろんな場、調整会議等もございまして、そうしたところで一緒にやっていくしかないんだろうと。

そしてまた、地元との連絡も密にしながら、その考え、意向を随時、伝えていくということになろうかと思っております。そしてもしも香取土木事務所のほうでお話があれば、JR等のほうの働きかけも併せて一緒にやっていければなと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） この踏切に関しては、もう35年前から拡幅関係で町が動いてきたわけでございます。私も地権者から同意書をいただいてちょうど丸1年になります。5年くらいかかるという予定の話がございましたが、できれば私の議員の任期の間に着工、完成、これは難しいかもしれませんが、着工くらいまでは早めてもらえればと町長にご努力、お願いしたいと思っております。

次に、藤の台地区から神崎小・中学校までの通学路についてご質問します。

先日、藤の台地区に住まいのご父兄から、現在の通学路では非常に通学時間がかかるので、藤の台から郡・佐谷戸地区を通る道路の整備はできないかと話がありました。私も現場を見てきました。現在は農道であり、幅4メートルで、排水のU字溝も付いております。現状は誰も通っておりませんので、草が茂っていて通ることができませんが、藤の台から真っすぐ佐谷戸地区を通ってきますと、小中学生なら二、三十分くらい通学の時間の短縮になると思います。

そこで質問いたします。この道があることを課長はご存じですか。そうして、もしご存じなら、現地の状況は分かっておりますか。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） 藤の台地区の北西側と申しまししょうか、そちらのほうから町道佐谷戸線に抜けることができる道路ということだと思います。こちらについては、道路というか、赤道なんですけども、存在は知っておりますし、現地も確認して参りました。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 町長に質問します。

町長も長い間、この役所に勤めておって、建設課にいたというお話は聞いておりますので、町長はどうですか、こんな道があるというのは、赤道ですけど、ご存じですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

私は最近は見えておりませんが、実はこの造成された頃、出来上がった頃、県の検査なんか立会いをしたものですから、あることは知っておりました。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） この道路は本当に現状は農道で、途中、下りていきますと左側に田んぼがあつて、農道にはなっているんですが、この道を通学路という形で認定するのは、誰が認定して、どのような道のことを言いますか。教育長。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） 今のご質問でございますけども、町では通学路の安全推進会議というものを組織しております、毎年、適切な時期に検討会議を行っておりますので、その中で通学路を決定していくというようなことでございます。一番大事なものは、保護者家族の安全対策上の通学路としての対策をしっかりと取れるというようなことが一番重要だと思っております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 現状としては、本当に道路とは言い難くて、見ても全然分からないんですが、この辺のところの整備というのはなかなかできないものなんですか。担当課長。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） ご指摘の道路に関しましては、先ほども申し上げましたが、赤道と言われるもので、道路法が適用されない法定外の公共物という取扱いになります。日常的な維持管理につきましては、原則として利用者の方や地元の皆さんにお願いしておるところでございます。

町道として認定できるかということをお考えますと、公共性だったり安全性、もしくは町のほうの認定基準などに照らし合わせますと、現時点では町道として認定する方向性というのは、町のほうでは持っておりません。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） すぐに町道に認定して、そこをそれなりの立派な道路にしてというような考えはないんですが、現実にはすぐ、下りていきますと左側に田んぼがあります。ですから、これは農道というような捉え方での整備というのはいかがなんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） 現地を見ますと、途中まではコンクリート舗装がされているかと思えます。恐らくそこまでは地元の方が農道として整備していただいている部分だと思います。残りの藤の台に続く、距離にして七、八十メートルぐらいのところについては未舗装になっておりまして、議員おっしゃるような今は雑草が生えている状態かなと思います。

そこにつきましては、傾斜が結構まずあるということと、どう整備しても安全性が確保されるというような道路ではないかなという認識ですので、町道としては特にどうするという考えはないんですけども、実態としまして、子どもたちが通る可能性があるとか、利用者の方がいて危険があるということであれば、緊急措置的な判断としまして、町のほうで例えば凸凹を埋める処置をすることとか、場合によっては除草作業なんかも検討したいと思っております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） おっしゃることはよく分かります。ただ、どうなんですかね、やっぱり現状としてそういう町民からの意見もある。完璧な町道を造るということじ

ゃなくて、簡易的に農道を整備してみて、どのくらい子どもたちがあそこを通るかというのをやっぱり造ってみる価値はあるんじゃないかと。そう多額の予算がかかるわけではございませんので、是非課長に、この件に関しましてはいかにしたらできるかを考えていただいて、やらない方法じゃなくて、いかにしたら実施できるかを考えていただければと、こう思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。米沢小学校への通学路の整備について、質問をいたします。

先ほど私の挨拶の中でも触れましたが、安心・安全のための通学路の整備、これは急務ではないでしょうか。その考えの下、町道大貫武田線の元保育所から東旭工業までの間の通学路に木が生い茂っていて、非常に危険であります。昼でも暗く、これから台風のシーズンになります。早急に整備が必要なのではないでしょうか。

また、今は日が高く、夏に向かっていますからいいですが、これが秋からになりますと、もう4時ぐらいから暗くなってきちゃって、日が全く通らなくて、右側と左側から非常に木が覆いかぶさっているというのがこの場所の現状でございます。

そういう観点から、やはり非常に危険性があると。いろいろな面でやっぱり子どもたちの安全を考えた時に、ここの場所は早急な手を入れる必要性があると思います。課長はこの場所、ご存じですか。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） 町道大貫武田線の一部かなと思います。鳥打の坂を上ったところということで、その近辺は、おっしゃるように樹木が道路の上空を覆っているということで、暗い状況となっているということで承知してございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 町長はいかがですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 現場は何度も通っているところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 町長は通勤の場所かどうか分かりませんが、たまには通ってみて、少し見ていただければと思いますが、非常に本当に危険な場所でございます。特に武田の八幡神社辺りが昼でも暗くて、子どもたちに非常に危険な場所となっております。この八幡神社の周り、課長はどう思いますか。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） 八幡神社の辺りの手前、米沢小学校から来る

と、旧米沢保育所の跡地の部分に関しては、歩道を整備してございます。その先が歩道がなくなるということもあって、急に歩行者の通行をするにはちょっと、特に子どもたちには怖い状態が続くのかなということで思っております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 昨年、古原地区で実施いたしました強い森づくり森林整備工事というのがございましたが、これは利用できませんか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

現在、古原地区で行っている事業、これは重要インフラ施設周辺森林整備事業ということで、古原地区には現在、送電線が通っておりまして、その送電線が台風等による大風で倒れて、それで送電線を切ってしまうというような、そういうふうなインフラに対する被害を防ぐという事業でございますので、基本的に事業の内容が違うということで、こちらの事業に当てはまらないということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 木が倒れてから物を撤去する。倒れてからでは遅いから、現実はこの質問をしているわけでございますけども、地権者とのこともございます。地権者が両側にあるわけでございますが、少なくとも道路のこちら側から上がっていった東側、八幡神社側だけでも伐採する、あるいは地権者に伐採していただくということを早急にやることはできませんか。課長。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） おっしゃるように、道路に張り出した樹木につきましても、土地の所有者が適正管理をするというような義務は法令上はございますが、やはり先ほども申し上げましたように、危険な場所というのは緊急措置的な対応としまして、特に建築限界を侵しているような箇所につきましても、地権者の方に適正な管理をお願いしながら、本当に緊急的な場合には、町のほうでも実際の作業を行うということも検討して参りたいと思っております。

また、実際は地元の地区のほうでやっただけのような事例もあるということで聞いております。今回のこのご質問をいただきましたので、特に今後、注視しながら対応して参りたいと思っております。

また、先ほど教育長からもお話ありましたが、町のほうで通学路安全推進会議とい

うのを定期的に行っております。その会議において協議するという事なども今後、検討して参りたいと思っております。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 今のやり取りを聞いていて、町長のご意見をいただきたいと思えますけど、どう思われますか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

原則的には地権者の責任においてといたしますか、当然、所有者でありますので、その責任になろうかなと思えます。ただ、今、課長が申しあげましたように、なかなか現実的にすぐできないような状況、あるいは危険な状況が生じた場合には、町としても対応するのも必要かなと思えます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） この伐採に関しては、事故あるいは事件が起きる前に、やはり何とか対応をしてもらえればと思っております。

次の質問に移りたいと思えます。次は、神崎小・中学校及び神崎・米沢保育所の賄い材料費について質問いたします。

賄い材料、これは皆さん十分、分かっていると思えますが、子どもたちに食費として食べさせる野菜とか、いろいろそういうようなもののございますが、今年度の賄い材料費の予算は、神崎小・中学校で2,400万円、神崎・米沢保育所で1,200万円。米代は別です。全部で3,600万円です。この額を踏まえた上で質問をいたします。

まず、賄い材料費の地産地消、実行しているんですか。していれば、地産地消でどのくらいの額をしているんですか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 大原議員の質問にお答えいたします。

学校給食につきましては、令和2年度執行額、議員さんおっしゃいましたが、2,300万円程度、賄い材料費のうち、神崎町産に使用しました金額ベースで、22%程度、440万円の執行を行っております。

購入しましたものにつきましては、神崎町産のお米、野菜については、ニンジン、甘藷、レンコン、カボチャ、加工品等については油揚げ、調味料等については、醤油、酒などを購入しております。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

町内の主要な農産物であるお米、そしてサツマイモについては、ほぼ町内産のものを使用してございます。また、加工品では、味噌や、行事の際におやつとして提供する甘酒、そして和菓子などは地元の産品を使っております。その他についても、千葉県産のものを中心に、季節ごとに使用するような形となっております。

賄い材料費に占める地元産の費用につきましては、主な農産物等については、町内の小売業者2店舗から購入するというようなことで、その内容は、野菜についても地元産あるいは県産、そして他県産のものも交ざってございまして、正確な割合については把握してございません。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 農産物その他も相当、仕入れをしているというお話でございしますが、農家との直接契約とかそういうような形のものはお取っておるんですか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 大原議員の質問にお答えいたします。

野菜につきましては、神崎町でニンジン、甘藷等につきましては神崎町の農家の方、直接購入しております。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたお米、そしてサツマイモについては、地元の農家から直接購入いたしてございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） それ以外のものというのは、道の駅とかそういうものの活用というのはやっているんですか。考えているんですか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） お答えいたします。

道の駅からの購入は行っておりません。出品者、直接農家の方からの購入となっております。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

実績としまして、道の駅からはソラマメ、スイカ、トウモロコシ、こういったものを野菜として購入してございます。比較的、道の駅に出荷、出店されていることが多くて、購入できるわけでございますが、そのほかの野菜につきましては、地元の出荷される農家の方のタイミングとか、あと市場においても、地元産のもの、県産のもの

が出回る時期がなかなか保育所の給食のメニューと合致しないというようなことがあります。なかなか活用が進んでいないというのが現状でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 毎年、予算を満額、消化しているんですが、私は何でもいいから地産地消しろということで質問しているわけではございません。やはり地産地消はもう当たり前のことで、するんですが、地産でもやはり常識で考えているものよりもはるかに高いものがあるんじゃないかと思えます。そういういろいろな商品があって、何でもいいからそこから仕入れなきゃいけないよということじゃなくて、ある程度、地産地消は全面的にやっぱり進めていかなければなりません。中には常識的に物を判断して、仕入れの関係のチェックなどをしていただければと。あるいは、農家のために年間通じての仕入れ関係を提示して、仕入れを行っていただければ、農家も安心できるんじゃないかと思っております。担当課長の努力を期待いたします。

それでは、次に、新型コロナウイルスワクチンについて質問いたします。

現在、県下でトップを切って接種を開始したわけですが、今日現在の……、今日というわけにもいきませんが、昨日まででもいいんですが、一番近い日にちの分かるところで、高齢者の接種の割合は何%ぐらいですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

高齢者の接種につきましては、5月7日金曜日に1回目を開始いたしております。その後7日間、1回目の接種を行っております。この7日間で、高齢者の方1,361名を接種完了しております。当初、計画しておりました高齢者数2,125名に対して、64%の方に接種が完了しているところでございます。

また、2回目の接種につきましても、5月28日金曜日に始まりまして、一昨日の8日火曜日の段階で、950名の方に接種をしております。こちらは割合としまして、約45%の方に既に接種が完了しております。

この後、本日、そして来週火曜日15日に、高齢者の方の2回目の接種を予定しております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 大体いつ頃、終了予定ですか。高齢者の方。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今申し上げました15日の分までに加えて、ま

だ予約ができなかったという方に対しまして、1回目の接種に対しまして3日間、追加の日程を組んでおります。6月20日、27日、1日ということで1回目。そして2回目が7月11日、7月18日、7月22日ということで、最終的には7月22日までに高齢者の方、人口分の枠を確保してございますので、希望される方につきましては接種が可能だという状況でございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 高齢者で接種をしない人、あるいは独り住まいの高齢者もいらっしゃるんじゃないかと思えますけど、この方々にはどういう対応をする予定ですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今回、追加で3日間、接種の日程を組んでございます。1日当たり240人、3日間で720人、追加日程を組んでおりますが、今朝の状況で約250名ぐらいの方がこの追加日程に対して予約のほうを申し込まれております。

まだ全体として、かなりの方、2割以上の方が接種されていないのかなと感じておりますので、こういった方に対しても、防災無線等を通して接種の勧奨を行って参りたいと考えてございます。

当初から高齢者の方でもなかなか会場までお越しいただけないような方も想定されておりました。保健福祉課では、生活介護サービスを使っているような方に対して、当日、会場までの足について大丈夫かどうか確認した上で、困っているような方につきましては、職員が送迎するような形で対応してございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） ワクチン接種の当日、キャンセルが出た場合の対応は、どういう対応を取っていますか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

キャンセルが出ることに付きましても、想定されてございました。町としましては、高齢者に接する機会の多い介護サービス事業者、町内にもございますが、そういった事業所に対して、キャンセルが出た場合の接種を行うリストを作成するようにお願いしてございます。キャンセルが出た場合には、そういった施設に対して、リストに搭載されている方に接種を行っていただくようにお願いしてございます。

また、当日キャンセル等で、なかなか介護施設についても職員の方が接種できない

ような状況であれば、現在、接種を行っている会場の会計年度職員や派遣職員、そういった方にもキャンセル待ちの対応というような形で、接種をお願いしてございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 一般町民のワクチン接種はいつ頃になりますか。また、どうい
う人から接種をするかという、そういう決めはしてございますか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

この後、高齢者向けの接種がある程度、終わるという見込みが立ちましたので、一般向けの町民約3,200名を対象に、6月11日金曜日から数回に分けて接種券の発送をする予定でございます。

具体的な接種につきまして、7月中旬以降、接種を開始するようなことで考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） 一般町民が始まるという時には、やはりいろいろ市町村で問題にされて、テレビなどでも言われている件がいろいろございますが、私はできれば役場の職員の方々から先に、接する機会が多い、そういう立場でございますので、接種していただければと思います。

やはり人との接触が多い方からなるべく、一般まで下りてきた時には、そういう考えも考えていただければと、町長、私はそう思っておりますけれども、町長はもう終わりましたから、よろしいかと思いますが、そういう点をちょっと考えていただいて、役場からクラスターを出すのはちょっとまずいので、この辺のところはご理解をお願いいたします。

私の質問は、ちょっと時間早く終わりますが、これで終了いたします。どうもお疲れさまでございました。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、2番 大原秀雄議員の質問を終わります。（「関連」と呼ぶ者の声あり）

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今、大原議員の質問での関連ですが、藤の台から佐谷戸を
通っての通学路の件で、これは私の思っているのと大原議員の道路が違っていたら、これは質問を取り下げますが、石井さんの前を佐谷戸を
通って一番上まで上がって、飯嶋さんのうちがあるんですよ。佐谷戸に。このこと
でしょう。この道のことでしょう。それがあっていけばいいんだけど、これは飯嶋
さんの前まで赤道なのかな。

それと、藤の台との取付けの道路は、これはないわけなんですよ。それで便宜上、自転車か徒歩くらいなら、飯嶋さんの前を通って佐谷戸のほうへ行くようになっていきますが、現状としては藤の台を造成する時に、取付け道路はなかったでしょう。道路としては。

それと、だから何回も同じことだけど、赤道は飯嶋さんのところまでですか。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） 赤道の部分ですが、佐谷戸線を外れると、もうすぐ赤道ですので、ご指摘の道路については赤道という形になります。

藤の台への取付け部分については、今、結構な段差は見られるんですが、ちょっとその経緯については、すみません、私のほうでは存じ上げておりません。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） ですから、飯嶋さんの前までは赤道にはなっているんですか。一番先の。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） おっしゃるとおり、赤道でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） この道を道路としてやるのには、藤の台との取付けから段差があるから、だから根本的にこれを直していかないと、ちゃんとした道路にはならないと思いますが。

これで終わりにします。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） まず町道認定の原則としましては、一般交通ができるということになりますので、まず自動車が通れる道路というのが前提になります。それを考えますと、その段差の解消もございまして、傾斜、勾配の問題もございまして、それで、すぐ下に田んぼがございまして、防護柵等の検討もしないといけないということで、技術的にもちょっと難しいですし、費用的にも結構大きな金額がかかるんじゃないかなと今の時点では考えております。（「関連」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 今の大原議員の関連の質問なんですけど、先ほど役場の職員を優先的というお話がありましたけど、是非学校の先生のほうも。今、それだけでなく何かインド型でクラスターが発生しているということなので、先生及び児童のほうで、是非学校の先生のほうも対象に入れていただければと思います。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

この後、一般向けの接種が始まるわけですが、その際、またキャンセル等が発生した場合、教育委員会とも相談した上で、学校の先生方もキャンセル待ちのリストに掲載するような形で、接種のほうをお願いして参りたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 先ほど大原議員の質問の中に、木の伐採についての質問がございました。今現在、古原の原宿地先の町道が、電線に倒れないように回避するということが事業化されて、随分伐採しました。その伐採の奥行き、あんな谷底までやる必要があるかというのが1点。

それと、道路の北西側、要するに村側、県道……。 （「そういうのは関連でやることない」と呼ぶ者あり）関連だよ。 （「関連じゃないぞ」と呼ぶ者あり）それらは随分、差があるんですけども、そういうような伐採については、どのような。担当課長にお願いしたい。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

まず、伐採する樹高、木の高さなんですけれども、30メートル以上ということになっておりますので、ある程度の広さを伐採しておかないと、奥に立っている立木、そちらにも影響を与えてしまうということなので、かなりの面積を伐採しないと、事業が成り立たないということになります。よろしいでしょうか。要は次から次へと木が倒れていってしまうという、それを防止するというところでございます。それであの広さまで奥行き、伐採してございます。

それともう一点が、北西側ですか。 （「要するに谷側だけ刈ってあって、県道側はやっていない」と呼ぶ者あり）そちらは、あちらは成田市になってしまいますので、その関係で伐採できないということでございます。 （「了解」と呼ぶ者の声あり）
以上です。

○議長（石橋 伸一君） よろしいですか。

以上で、2番 大原議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。議場の時計で、午後1時まで休憩といたします。

（午前11時42分）

○議長（石橋 伸一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後 1 時00分）

○議長（石橋 伸一君） 一般質問を続けます。

◇ 3 番 高 柳 智 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 3 番 高柳 智議員の質問を許します。

○3 番（高柳 智君） 議員番号 3 番 高柳 智でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まずは、新型コロナウイルスの影響で苦しい思いをされている方々に、心よりお見舞い申し上げます。

また、町長をはじめといたしまして職員の方々が、通常業務に加えまして国の補正予算をフル活用して、ワクチン接種など新型コロナウイルスに対する迅速な対応を取られていることは、誠に心強い限りであります。何より、一日も早い感染の終息、そして特効薬の開発が待たれます。

一方、今年は早い梅雨入りであり、かつ梅雨の期間も長く、大雨も予想されております。新型コロナウイルス対策に追われる中、災害に対しての対応もこれから求められるところでございます。近年、災害は多発化、激甚化しております。共助を担う消防団の役割も多様化しており、一人一人の消防団員の負担も大きくなっています。

消防団員は、全国で1950年代には200万人、5,000以上の団がありました。直近10年間では、年間6万人が退団し、退団者の高止まりが続いている反面、入団者数は年々減少し、これに伴い、解散する消防団も相次いでおります。2020年では、消防団は2,199、団員数は81万8,000人まで減少しております。

総務省では、その状況を改善すべく、消防団員の処遇の向上について検討会を開き、それを基に先般、消防庁長官名で通知がされております。そこで、初めに消防団についての質問を行います。

以降については、自席にて行います。

○議長（石橋 伸一君） 3 番 高柳議員。

○3 番（高柳 智君） まず先般、出されました消防庁長官の通知内容について、お聞きいたします。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

消防庁からの通知ということで、こちらは「消防団員の報酬等の基準の策定等について」という通知、本年の3月に通知を受けております。

先ほど高柳議員がおっしゃったように、消防団員の減少に歯止めがかからないということを基本に、地域防災力の継続のために、団員確保が急務であるということから消防団員の処遇を改善してほしいというような趣旨の通知でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 具体的に、その中で消防団の報酬だったり、出動勤務手当だったり、あとその報酬の支給のやり方だったり謳われていると思うんですが、その内容はいかがですか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えいたします。

通知の内容のポイントなんですけども、まず1つ目に、出動報酬の創設ということで、消防団員の処遇改善のために、団員報酬の見直しを検討してほしいということが1つ。それから年額報酬、それから先ほどの出動報酬、こういったものの基準を策定してほしいと。それから、報酬等の団員個々への直接支給、これも徹底してほしいというようなこと。それから、消防団自体の運営費、こういったものの適切な予算支給、それと地方交付税措置の検討と、こういったものが主な内容になっております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 通知内容を見ますと、年額報酬としては3万6,500円、出動報酬は、1日といいますか1回当たり8,000円等の目安といいますか、それを目標にしてくださいというような内容だと思います。

当町の現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えいたします。

団員報酬でございますけども、こちらは部長が年額で4万4,000円、それから、団員につきましては年額で2万2,000円。出動報酬につきましては、支給はしておりません。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） やはり出動報酬という部分が大きいのかなと。1回災害等に出動した場合に1回幾らというところは、やはり消防団の処遇を上げる意味でも必要不可欠ではないかなと私は思います。

その通知を受けまして、出動手当等、または消防団員の団員に対する直接支給の徹底等ですか、こちらはどうかお考えになっておりますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ご質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、現行、団員への年額報酬としてお支払いしておりますが、出動報酬は支給していないという状況でございます。通知に示されております処遇改善につきましては、見直し措置を基本としまして、幾つかの具体的な検討をしたいと思っております。

その具体的な検討の内容につきましては、まず、近隣市町の状況、動向、こういったものをご確認させていただきたいと。これにつきましては、香取管内でのやはり歩調も合わせることも必要なのかなということがございますので、その辺の動向を確認して、できれば歩調も合わせていきたいと考えております。

2つ目に、町財政の影響と申しますか、財源的な検討ということで、先ほどありましたけど、地方交付税措置の検討というものがまだ示されていない状況なんですけども、そういったものの情報収集をまたしていきたいなと思っております。

それから、当然、消防団との協議、それから消防委員会への意見聴取、こういったものも必要かなと思っておりますので、そういった具体的検討に入りたいと思っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 普通地方交付税の中で、消防団に対する報酬算定も現状でもされているとは思いますが、現状ではどのぐらいの算定額なんですか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えいたします。

地方交付税につきましては、常備消防、それから非常備消防ともに合わせて交付税算定がされておまして、その中の特別交付税の中に、団員確保に関する算出がございます。この団員確保に関する算出なんですけども、団員の確保が当然ですので、前の年より増えただとか、団員数が非常に多い状況であるだとか、そういった条件をクリアすると、その加算があるというような内容になっております。

それで、先ほど来ありますけども、本町においては、消防団員数のほうが前年を上回るとか、特別多くいるというようなことではありませんので、こういった部分の算定の中では見られていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 分かりました。具体的な出動手当だったり、やはり財源がかかるものなので、例えば国のこの基準でいって、1回8,000円とした場合に、50人では40万円になってしまうと。かなり財政負担がありますので、国に示されたからといって、その額を出すというわけにはなかなかいかないのかなというところはあると思います。

そこで、私の経験上、各地区の消防団は、地区からいわゆる火防費、消防費というものをほとんどの団で頂いて、地域のために活動している部分があるかと思います。近年、やはり消防団員の方々、昔は慰労のために一杯やったりしていたんですけども、最近はお酒を飲まれる団員の方も少ないということで、消防費、火防費、余っちゃうんだよというような声も私の地元のほうでは聞こえています。

そうした場合に、その使い道として、行政にばかり頼るんじゃなくて、団の中で検討して、地域の方に分かってもらって、その中で出動手当を検討すると。ここは地域の話になりますので、それも1つの案なのかなと。今までみたく全て飲食に使うのではなく、出動手当等に団の中で決めて使うというのも1つなのかなというところは私は思いますので、そこら辺の事情等も調査していただいて、そういう案もあるのではないかとこのところも、町として話をされてもいいのではないかなと思います。

あと、具体的な検討事項の中で、消防団員数の減少を食い止めるという中で、具体的に言いますと、消防団に対する社会的評価の向上や広報の充実、また、消防団の訓練の在り方の検討・見直しを含む社会状況の変化に合わせた消防団の在り方、また、消防団協力事業所表示制度や学生消防団活動——これは結構、都市部ではあるんですけども——の取組の再周知や、未導入の団体のフォローアップ等が考えられると通知の中ではあります。

その中でも、消防団の在り方の中で近年、導入が進んでおります機能別消防団や女性消防団、こちらは私も一般質問の中で何度かさせていただいているんですけども、いよいよ本腰を入れてここら辺も検討していくべきではないかと思うんですけども、近隣の状況はいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えします。

機能別消防団につきましては、活動や時間を限定、特定の災害種別において活動し、減少が進む消防団員の補完的役割を担うための消防団員を指しております。

近隣の状況でございますけども、成田市においては、令和3年4月から機能別消防団を創設しております。一方で、香取管内におきましては、機能別消防団を創設しなければならないほどの団員確保に対して困難を要しているというような状況ではないというようなことから、導入されている自治体については、ないという状況でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） やはり機能別消防団、女性消防の活用というのもこれから先、どうしても必要になってくると思われまいますので、更なる検討をすべきだと思います。

続きまして、先ほども言いましたが、災害の時期を迎えるに当たりまして、対策は着々と進められていると思えますが、先般、避難勧告が廃止されて、レベル4で避難指示に変わると。必ず避難していただくというような変更等、防災計画等の中でもあったと思うんですが、現在、長雨等を考えた場合に、重点的に警戒するべきであろう地域等を考えていますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ご質問にお答えいたします。

先日、全員協議会のほうでちょっとご説明させていただきましたけれども、町の地域防災計画をこのほど改定させていただきました。中で大きく地震編、それから風水害編、それから大規模事故・災害編というようなことで構成・編集しているということで、そういった中身で災害対応をしているということでございます。

その中で、例えば危険地域の把握につきましては、例えば土砂災害、こういったものの危険区域については、土砂災害警戒区域をホームページであったり、先ほどの地域防災計画、それからハザードマップ、こういったものに示しているところでございます。それから、洪水、内水等についての被害ですけども、これにつきましては、水防法の規定に定められた最大の降雨量、そういったものを参考にした浸水想定区域をハザードマップのほうに示しております。また、ゼンリン地図を活用した浸水継続時間等も、ハザードマップのほうに公開しているというような状況でございます。

また、倒木等の被害危険地域につきましては、過去の災害でそういった事故の起きた事案のあった地域を地図に記録してございます。そういったものを重点に、災害時に巡回するというようなことのほかに、災害を予防するための災害に強い森づくり事業、こういったものを展開しながら、倒木により電線等、断線がないように、伐採を進めておりますので、そういった中での危険地域の把握、こういったものも行ってお

ります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） やはりまた災害が起こった場合に、今度、避難所の設営、シミュレーション、こちらはどうなっていますか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 避難所の設営に関してですけれども、昨年の避難訓練等にも実際に行っているんですけれども、避難所のスペースのレイアウトや段ボールベッドの組立ての手順、それから健康のチェックシート等のコロナ感染防止対策の避難所設営資料、こういったものをマニュアル化したものを作っております。現在、避難所の運営マニュアルとして併用して、感染を発生させないような避難所の運営に努めていきたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。やはりワクチン接種会場とのバッティング等も考えられるのかなと思いますので、そこら辺を設営の際にはしっかり考えておくべきではないかなと思います。

次に、わくわく西の城の活用は考えておられますか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えいたします。

コロナ禍における避難所の収容人数は、密を避ける観点から、もともとの収容人数よりも少なく想定するというような必要があろうかと思えます。そういった意味で、プラザ、それから神崎小、米沢小等の避難所が満員になった場合には、西の城の体育館、こういったものも避難所として利用が必要になると想定しております。

西の城の体育館につきましては、元年度に耐震補強工事、2年度にはトイレの洋式化工事、こういったものも行っておりまして、防災施設としての利用が容易であると考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 次に、昨年度から災害ボランティア制度を創設中だという話だったと思うんですが、現在その災害ボランティア制度はどうなっておりますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ご質問にお答えいたします。

災害時において、被災者に対しましてボランティアの効果的な救援活動、こういったものを実施、実現するために、昨年の9月に、町の社会福祉協議会と防災ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定というのを締結いたしました。

この拠点の内容につきましては、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターに関して、センターが災害ボランティアの受入れ及び活動指示、それからその他、災害ボランティアの活動を支援するために必要な業務、こういったものをセンターで行っていただきたいということで、それに要する経費等については町が負担するというような内容になっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 今年度の災害訓練の地区は決まっていますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えいたします。

令和3年度、本年度の防災訓練につきましては、防災の日、9月1日を一応予定しております。例年、各区長を通じて、合同の避難訓練の呼びかけ、募集を行っております。現在のところ、各地区からの要望はまだ来ておりませんが、昨年と同様に、コロナウイルスの感染状況によりまして、区、それから関係機関、こういったものとの合同訓練をやりたいなという検討を考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 続きまして、当初予算で防犯カメラの地区設置に対する補助金が盛り込まれました。非常に素晴らしいことだと思います。

確認なんですけれども、こちらの防犯カメラを設置する上での設置要件、補助基準を教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ご質問にお答えいたします。

今ご質問あったとおり、令和3年度の当初予算で、新規事業という形で町の防犯カメラ設置事業補助金の予算を付けていただきました。その交付要綱等の作成、制度設計を今現在、進めております。

内容に関しましては、防犯カメラを設置する自治会や、その他の地域的な共同活動を行う団体に対して、補助金を交付するというものでございます。それで、安全・安心な暮らし、まちづくり推進を目的とするということになっております。

設置に当たりましては、条件として、撮影区域等の個人の権利・利害の保護、それから防犯防止効果の向上を図るために、町、それから警察署との協議が必要ということになっております。

補助額につきましては、ランニングコスト、いわゆる維持費を除いた補助対象経費分の3分の2、これを1台につき40万円の限度として補助したいと考えております。財源につきましては、県の補助金を活用したいなと思っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 先ほどの児童を守るというところも含めまして、やはり防犯カメラ、抑制効果にもなると思いますので、こちらの設置を、これは地区がやることなので、進めていければなと思いますが、更に防犯対策を進める上で、いわゆる指定管理をされています地区集会所等、こちらは町で設置して、維持費等は地区に任せるといような考えはいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 石井まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（石井 達矢君） 町が直接、各地区のコミュニティセンターに防犯カメラを設置したらどうかということですが、町が直接、日常的に利用している場所ではございませんので、現在のところはそのような考えは持っておりません。

ただし、地区のほうで自ら今回のこの補助制度を使って防犯カメラを設置するというのであれば、その場合に、地区のほうで指定管理しているコミュニティセンターを設置場所とするということは問題ございませんし、了解はしていきたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 分かりました。

次に行きます。近年、その活用が必要不可欠となっております無人航空機、いわゆるドローンですか、空の産業革命とも言われていまして、平成29年6月の閣議決定では、国の成長戦略の中で未来投資戦略2017の中でも、ドローンの利用の拡大の環境整備を図ることが謳われております。

現在、町の各課で活用されている実績等はございますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ご質問にお答えいたします。

現在、町ではドローンを所持しておりません。そういうことで、公務での使用実績は特にありません。ただ、先だつての武田地先での無申請の盛土等の監視に、私物で

ございますけども、担当課のほうで活用してやったというような実績はございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） その写真、議員の方々に配られて、すごく理解、ああ、こういうふうになっているんだというのを。下から見ると上から見るのでは大分違うんだなというところがありましたし、こちらは私物ということなのですが、どなたが使われたんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

ドローン自体は、私の私物でございます。残土埋立ての現場での1週間ごとの撮影等を行いました。それと、これはボランティアですが、神崎保育所であったり神崎小学校で子どもたちの空撮等を頼まれまして、撮影したことはございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） すみません、じゃあ、浅野課長にお聞きしますが、こちらを飛ばす場合に、資格要件とかはあるんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） お答えいたします。

現在、国の資格、国家資格というような免許制度というものはございません。ただ、航空法であるとか、重要施設の上空における小型無人機等の飛行禁止に関する法律、国の重要施設等の上では飛行できないというような法律ですね、こういった法律によって、飛行禁止区域だとか場所、あと高さの制限があるため、免許は制度としてはないんですが、無条件に飛ばせることではありません。

また、今ある資格ではないんですけども、各種民間の講習場所があります。そこで訓練をしていただいて、実技の、免許ではないんですけども、講習を受けることは可能です。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 自治体によっては、ドローン隊というものを組織して、職員の方々に資格というか訓練を受けていただいて、活用できるような方針を示している自治体もございます。

活用方法としまして、災害対策や施設の点検、梯子をかけても見られないところとか、あとまたは広報、例えば酒蔵まつりを上から写真を撮るとか、こちらの活用もす

ごく幅広く考えられるのではないかと思うんですが、そこら辺は各課お考えがあれば、教えてください。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

高柳議員おっしゃるように、想定として自治体等におけるドローンの活用の内容については、災害時における被害箇所の確認であったり、道路、橋梁等の点検・検査、それから航空写真、観光PR画像の撮影など、様々な用途で使用が期待されていると考えられます。

また、本町では、スマート農業の一環として、町内の農業生産法人がドローンによる農薬散布、こういったものを導入を行っておりまして、また、県の消防協会が主催するドローンの基礎研修、こういったものに町の消防団の役員が参加しているというような状況もございます。そういったことから、今後、ドローンの活用性の魅力、こういったものを考えますと、本町のような小さな自治体では実際にすぐ導入というのはちょっと難しい部分もあろうかと思っておりますので、当面は他の自治体の活用方法、それから導入事例、こういったものを検証して、前向きに検討したいなと思っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そうですね。特別高額というものでもないと思うので、私物ではなくて、町に1台あっても、私は使い勝手等を考えると、いいのではないかなと思います。

続きまして、新型コロナウイルス対策というところで、皆さんの質問の中でありますので、私は確認なんですけれども、一般対象、何歳から何歳まででしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

一般の対象としましては、65歳未満16歳以上の方が一般の対象ということで考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 16歳以下は今のところ打てないというところだと思うんですが、やはり先ほどから出ておりますが、児童の方々、保育所を含めて、今、変異株は高齢者にかかわらず若年層もかかると言われていますので、ここら辺の年齢層が仮にかかった場合に、クラスターの危険性はもちろんありますし、以前みたく学校が休校等、

保育所も休園等になった場合には、これは本当に家庭の負担というのはかなり重いものがあると思います。

そこで、先ほどもキャンセルの中に教員の方々を入れるというお話がありましたが、是非保育士の方々も入れていただければ、クラスターには進まないんじゃないかと。やっぱり児童を守る意味で、そちらも検討していただきたいと思います。

それで、新型コロナウイルス対策の一環の笑顔応援券の話に移りますが、執行状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

笑顔応援券の執行状況ということでございます。3種類、共通券、中小店、それから飲食店、各約5万9,000枚ずつ、全体で17万7,000枚配布しております。その中で、まず共通券、赤いもの、こちらが95%ご利用いただいております。それから中小、青い券、こちらが89%のご利用です。それから、飲食店用、緑色のもの、こちらが76%ということで、合計で約87%のご利用をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） これもまた一般質問の中で繰り返しになるんですけども、折角いい施策だと思っております。できればやっぱり100%の執行を目指していただきたいと思うので、最終的に共通券化という考えもありなのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

確かに再三、ご質問いただいておりますが、使用できる店舗の制限を撤廃、共通化すると、まずそのご利用が、恐らくですが、大型店に集中してしまうだろうという懸念がございます。ですので、既に使用済みの方、全ての券を使用してしまった方について、何となく不公平感が生まれてくるのではないかとこのところが、それがまず1つですね。

それと本来、コロナウイルスの蔓延の防止対策の関係から、売上げ減少、または事業縮小等の影響を受けた事業者様を救済するというような本来の目的がございますので、使用枠を撤廃すると、本来の目的から多少それによっていってしまうのではないかとこの考えもございまして、現在のところは使用枠の撤廃は考えてございません。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） そもそも趣旨はそうだと思うんですが、使うのは町民なわけで、町民目線だったら、1つの案として、共通券化も考えていただければ、今使わずに残っている町民の方々にとってはうれしいことなのかなとは若干、思うんですが、そこらはまだ期限、12月までございますので、まだあるのかなと思います。

続きまして、これは町長にお聞きしたいんですけども、この追加支援策等は今、お考えでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） コロナ対策全般のこれからの対策ということで考えていることだと思いますけども、まずは今年度計上しております事業、この予算をしっかりと執行していくということが一番大事な事かなと思っています。

今、出ています地域経済化の券、いわゆる商品券、これについても既に発行した分については、まず100%、先ほどから言われているように、まず使っていただくような提案も必要だろうと。

そしてまた、7月にも新しく1万円を6,000人の方々にお配りしますので、併せてそれも全部使っていただくようお願いもしていくことが大事かなと思っています。

それから、小規模事業者緊急支援給付金、これも今年やる予定でございます。

それから、感染症の予防対策として、中学生のPCR検査、こうしたことはまずきっちりやるのが大事かなと思っています。

その中でも特にコロナワクチンの接種事業、これは何より優先して行わなければならない事業だと考えているところであります。このコロナを終息させて、安心して皆さんが元の生活に戻れると、そういう状況をつくっていくことが大事な事だろうと思います。

やはり集団免疫を獲得しなければなりません。これから一般の若い方も含めた接種を行っていくわけですが、最近、若い方々のワクチン接種に対する反応がいろいろあるということで、その辺もしっかり見極めていく必要もあって、PRも必要なんだろうと。安全性も訴えていく必要もあるんだろうと、そんなふうにも思っています。

菅総理も連日の国会で答弁しているところでありますけども、国民の命を守ることが最優先だということで言われておまして、国策で進めているんだというふうなわけですので、町といたしましても、いろんな意味で周知を図りながら、希望されている方にワクチン接種を推進していくということが、これが第一だと考えている

ところでございます。

先ほどから質問いただいています新たな事業についてですけれども、今、国のほうでちょっとささやかれていますのは、第4次補正というようなお話もちょっと出てきています。まだ確定はしていないようでございますけれども、今後、町としても、そういったものを睨みながら、感染対策あるいは経済対策というような引き出しをいろいろちょっとメニューを揃えていきたい、そんなふうに思っています。まだ具体的には決まっていますが、必要が生じれば、そういった4次補正を待たずに単独でも実施をしていきたい、そう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。すみません、質問ですけど、あと4分ぐらいです。

○3番（高柳 智君） はい。では最後の質問です。職員の勤務状況等なんですけれども、現在、療養休暇等を取られている職員さんはどのぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

現在の休暇取得状況でございます。休職者が1名、それから産休、それから育児休業が3名というような状況でございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） なぜ聞いたかといいますと、昨年度と状況はどうなのかなというところなんです、昨年度よりは改善しているというような認識で間違いないと思います。

その療養休暇、例えば精神的なものだったり体調だったりがあると思いますが、職員のメンタルヘルスケア、職員の精神等の対策、何か講じられているのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ご質問にお答えします。

職員のメンタルヘルスケアについてですけれども、職員が自分自身のストレス状態を把握できますように、職員及び会計年度職員——臨時職員ですね——の社保加入者を対象にして、毎年ストレスチェックというのを実施しております。このチェックによりまして、心の元気度というのを分析しまして、不安がある方、そういった方を相談室のほうに導くような形で、早期の対応が図れるように心がけております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） やはり職員あつての町の行政だと思いますので、そこら辺は気を遣い過ぎてまずいということはないと思いますので、今後もしっかりやっていていただきたいと思いますが、以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、3番 高柳 智議員の質問を終了いたします。

ここで休憩をします。議場の時計で1時55分まで休憩といたします。

（午後1時43分）

○議長（石橋 伸一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時55分）

○議長（石橋 伸一君） 一般質問を続けます。

◇ 5番 鈴木 節子 君 ◇

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木節子議員の質問を許します。

○5番（鈴木 節子君） 鈴木節子です。ただ今、議長より許可されましたので、発言させていただきます。

5月31日までが期限であった緊急事態宣言が6月20日まで延長され、千葉県も蔓延防止等重点措置が同様に延長されました。ワクチン接種も少しずつ進んでいるようですが、緊急事態宣言が解除されたら、議論する暇も与えず東京オリンピック・パラリンピックに、国民の反対など物ともせず、強引に流れ込んでしまうつもりなのかと心配しています。ワクチン接種については、後で自席で詳しく質問していきたいと思えます。

さて、今、コロナの感染、ワクチン接種、東京オリンピック・パラリンピックの問題の陰で、自民、公明両党は、5月28日の衆院内閣委員会で、全国の基地周辺や国境離島などの住民を監視する土地利用規制法案の採決を強行し、維新、国民民主党も含む各党の賛成多数で可決しましたが、日本共産党は違憲立法だと反対しました。

第1の理由は、全国の米軍、自衛隊の基地周辺や国境離島で暮らす住民を監視の対象にし、土地・建物の利用を規制し、応じなければ処罰するというのです。しかも、全て政府に白紙委任するなど、とんでもないことです。

第2の理由は、法案の必要性が存在しないということです。基地周辺の土地を外国資本が購入して、自治体が困っているなどということはありません。この法案は、国民の権利を侵害し、基地や原発に反対するならその土地から出ていけという弾圧法です。このコロナ禍で、みんなそれどころじゃない場面で、国家が大手を振ってこの法案を出してきたところに、本当に卑怯なやり方だと思わざるを得ません。

そのほか、病院の病床を削減する案など、この時期によく出せたものだと思います。こんな政府でいいのか、国民一人一人が考えなければいけない時期が来ているのではないのでしょうか。

以下は自席にて行います。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 初めに、コロナワクチン接種の予約受付方法は適正であったかということで、コールセンター方式、4月16日から高齢者の予約受付が始まったわけですが、どの回も何回電話しても繋がらない、中には50回、100回とかけたが繋がらないで、その日の受付は終了してしまいました。いつになったら予約ができるのかと困惑している人々の声が聞こえてきました。

コールセンター方式は、申込者が少なくてすいすい電話が繋がる場合でなければ、機能しないやり方であるとは認識できなかったのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

最初に、高齢者のワクチン接種の電話予約の際には、高齢者の皆様、そしてそのご家族の皆様に大変ご心配、そしてご迷惑をおかけしましたこと、お詫び申し上げます。

予約方法に関しましては、従来、がん検診等の際に採用している方式、電話による予約方式なんですけど、こちらのほうを参考に、接種期間が長期に及ぶことなどから考えて、外部に委託するコールセンター方式で予約を受け付けることといたしました。

結果、電話が繋がりにくいというような状況などにより、ご迷惑をおかけした次第ですが、一方で、県内でいち早く高齢者向けの集団接種が開始できたということも事実であります。

今後、一般接種が始まるわけですが、予約枠の拡大や、年代別の受付開始時期の区切りなどを設定することによって対処を行って、電話予約等につきましても混乱が少ないような形で進めていけたらと考えてございます。

今、大きな欠陥ということでご指摘いただきましたが、今回のような大規模なワクチン接種の試みは、神崎町においても初めてであったということで、実施までのこれ

までの中、そのとき、そのとき、どういう形が最善なものなのかということを考えながら、その手法をもって進めて参りました。今後も、各自治体が行っている手法を参考に検証を進めながら、よりよい事業の構築に努めて参りたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） コールセンター方式の一番大きな欠陥は、受付の最終回が終了した後に、必ず積み残す人々が出てしまうことです。多い場合は100人、200人と出てしまうのですが、それを行政がよく把握できない点にあります。やりたくないのか、それとも繋がらないのでできないのか、それが分からない点にあります。そのことについては、事前に検討しなかったのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

当初、ワクチン接種を始めるに当たりまして、町の保健福祉課のほうで、高齢者の集団接種率を概ね7割ぐらい、人口2,100人に対して1,300から1,400人ぐらいの方が接種を望むのかなと考えておりました。

これにつきましては当時、マスコミ、テレビ・新聞等のアンケート調査によりまして、多くの高齢者の方が、ワクチン接種に対してまだ安心が担保されていない、接種を受けるのは周りの状況を見てからだというようなアンケート結果もございました。そのような結果の数値を見まして、概ね多くて7割ぐらいの方が受けられるのではないかなというような形で進めて参りました。

結果、7割を超える方が接種を希望されているということで今回、新たに3日間の追加予約の日程を設定してございます。3日間で720名の方、最初の1,350名に720名加えまして、2,100名あまりの方、ほぼ高齢者の人口に相当する接種枠を確保してございます。高齢者の皆様には、今回の追加予約のほうで接種のほうを進めていただけたらと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 今後のこともあるので、このことはきちんと検証していかなくはないと思うんですよ。電話をしても、電話をしても繋がらないといった予約の混乱を予測し、他に何かよい方法はないものかと考えたところもあるわけです。そうした自治体の住民は運がよくて、何も考えずにコールセンター方式を採用してしまったところの自治体の住民は運が悪かったのだと言って済ませてしまってよいのでしょうか。

町長、お答えください。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 神崎町も、今、課長が申し上げましたとおり、いろんな方法を選択しながら、最善の方法という考えの中で進めてきたわけでございます。これも全国的にどの町村にとっても初めての中で、やはり国が進める方法をまずやってみるというのが選択肢の一つだったのかなと思っています。

今後ですけれども、コールセンターの良し悪し、いろいろ検討するところもあろうかと思えます。確かに最初の初日分、2日分については、大分一杯になりまして、電話が入り切らないというようなこともございましたので、その辺も、もうちょっと年代を区切って、対象者を絞るなりのやり方も検討したり、あるいは受付を増やすというようなことも検討していく必要があるのかなと。

それでまた、他の市においては、数は多くはありませんけども、日にちを指定して、その方に、この日に何時に来てくださいというようなこともやっているようなところも聞いております。これもいろいろ良し悪しはあると聞いておりますので、何が万全か、何がいいのかというのは、まだ決まる状況でもないのかなと。

そうしたことをいろいろ含めながら、今年はもうこれでコール方式でいくしかございませんけども、来年についても、やはりまだ集団接種の可能性が十分あるわけですから、そうしたことも睨みながら、いろいろ検討していきたいと思っています。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） もっと、もっと検討していただきたいと思えます。

2番目に、予約をしないで済む住民にとって、良い方法はあるのかということで、これは神奈川県の方が提案しています。高齢者接種の場合ですが、行政は、住民全ての生年月日を把握しているのだから、ワクチンの接種対象となる高齢者を年齢順に並べ替え、最高齢の方から順に一人一人、整理番号を振って、接種する日時をお知らせしたらどうかという考えです。あなたは何年何月の何時何分からですとお知らせするのです。

指定された日時に接種できなくても、常に整理番号の若い人が優先なので、後日、行けば必ず先に接種を受けられます。当日、急に体調が悪くなった、接種を受けたくないといった人が出て穴が空いてしまった時には、次の先頭グループの中に待機者を予めつくっておいて、その方々には準備をしておいてもらい、連絡して来てもらうようにします。一部の人たちが交代するだけなので、全体の順番が遅くなるわけではありません。

こうした方法なら、予約に到達するまでに無駄にエネルギーを浪費することもなく、

高齢者の心を不安にすることもないのではないのでしょうか。こういった方法については、如何でしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今回のワクチン接種は、まずワクチンを無駄にしない、そして速やかにワクチン接種を行うと、こういったような一見、相矛盾するような課題が掲げられ、それに向かって接種を進めて参りました。

そのような中で、議員の今ご指摘があったような日時指定の方式、近隣では銚子市や匝瑳市、そういったところで実施してございます。そういった市の状況を詳しく聞き取りなどしながら次回に備えるというようなことで今、考えております。

銚子市、匝瑳市に先日お電話したんですが、やはり日時指定によって、混乱なく接種が進んでいるということですが、接種全体のスケジュール自体については、なかなか高齢者の接種完了が7月中に間に合うのかどうかということは、ちょっと難しいところもあるような話も伺っております。

より有効で効果的な方策を、今後とも考えて参りたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） その日時指定方式というのは、今あった千葉県内では銚子市、いすみ市、習志野市も、最初はコールセンター方式でやったんですけど、あまりにも苦情が多いので、途中で打ち切って、その後は日時指定方式に変えて、予約の取れない人にはがきを出して、お知らせしていたということです。

そのほか、全国的にも新潟県の上越市、長野県の小諸市、福島県の相馬市が、既に自治体による日時指定方式を行っているそうです。そして福島県の相馬市では、指定を行った後、日時を変えてくれと言ってきた人は、僅か2%しかいないそうです。つまり、ちょっとした都合よりも、何月何日にちゃんとワクチン接種をやってもらえるのだという安心感のほうが勝ったのではないのでしょうか。高齢者には特にその方法が私は必要だと思いました。

それでは次に、なぜ今後もこんなに弊害があるコールセンター方式を続けるのかということで、そもそもコールセンター方式は、国から指示されたものでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ご質問にお答えいたします。

国から指示されたのかということですが、国の示されたものとしては、そもそもワクチン接種に対する悩み事の相談をコールセンターで受けるというようなことで、コ

ールセンターを設置するというようなことが最初に掲げられておりました。その中で、コールセンターで併せて予約なども受け付けるというようなことで、追加的に町のほうは実施したわけですが、接種の手法自体は、各自治体に委ねられておりますので、国から指示されたということではなくて、議員も先ほどおっしゃられたとおり、県内でも一部の地域、大多喜町などでは、最初から日時指定方式で実施していたということですので、必ずしも国からの指示でコールセンター方式を始めたというわけではございません。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） でもいすみ市の市長なんかは、国から指示があったと新聞で答えていますが、いすみ市にだけ指示があったわけではないと思います。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） 私も国からのガイドラインとか仕様書等を読み返してみたんですけど、コールセンターについては、先ほども申し上げたとおり、相談窓口として最初、開設するというようなことで示されておりました。

その後、先ほども申し上げましたけど、町で行っているがん検診等の電話予約、これを町の保健福祉課で行うことは不可能だということで、コールセンターのほうに予約の業務もお願いしたということで、必ずしも国からの指示というような形では認識してございません。

また、いすみ市の市長の発言については、内容をちょっとよく把握してございませんので、コメントできる状態ではございません。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 私は、このワクチンの供給が未定で、それでも接種をスタートしなければならなかったという時には、このコールセンター方式予約も仕方がないのかなと思っていたんですけども、供給が十二分になったとしても、このコールセンター方式を続けようとする狙いは何でしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

確かに、当初はワクチンの供給がなかなか速やかには自治体まで連絡、日時の提示などをされておりませんでした。ただ、現在に至りましては、神崎町の場合は潤沢にワクチンの供給を受けているような状況でございます。

高齢者の追加日程につきましても、6月4日から開始してございます。確かに6月4日予約受付当初は、午前中11時ぐらいまで電話回線も繋がらないというような状況

だったので、コールセンターのほうに確認したんですが、やはり11時過ぎると、電話のほうも大体、収まってきて、繋がるような状況になってきました。

今回、そういうような状況でございますので、今現在、まだ予約にも空きがある状況で、コールセンターも電話がすぐ繋がるような状況でございますので、コールセンター方式を継続して実施してございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 最初のうち、電話が繋がらなくて、繋がらなくて、非常に困っていた高齢者もいるわけですね。これには高齢者を焦らせてワクチン接種のスピードアップを図るためだという意見も出ているんですね。これってちょっとひどくないですか。高齢者が気の毒です。国には悪知恵に長けている人もいるので、国は最初はそれを狙ったのかも分かりません。でも、神崎町はそうだとは思っていません。

しかし、福島県相馬市のように、指示を言われても、うちにはうちのやり方がありますと言って断った自治体もあるんです。神崎町も、こうしたことについて反省すべき点はないんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃった、高齢者を焦らせてワクチンの接種を速やかにやってもらうと、そういった意図は全く当初から持ってございませんでした。逆に、マスコミ等のアンケート結果にもありますとおり、ワクチンに対する安心・安全がまだ担保されていない、周りの状況を見ながら接種を受けるかどうか決めようというような回答が多い中で、折角確保したワクチンが打ち切れない、折角確保した医療従事者が、ワクチンを打つことなく無駄に時間が流れてしまう、そういったことがないように、どうしても多くの高齢者の方にワクチンを速やかに接種していただけるのかなというふうなことを考えるのが当初の状況でした。

国からの指示ということで再三ご質問ございますが、国からの指示によってコールセンターを設置して、繋がらない状況に甘んじて実施してきたということは、自分としては考えてございません。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 最後に、まだワクチン接種を予約していない人がいるわけですよ。その方たちを町のほうで見つけて、何月何日何時にやりますので、おいでくださいという声かけをするということは考えていないんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） いまだに高齢者の全ての方がワクチンの予約をしているわけではございません。まだ2割程度の方が予約をされていないような状況だと認識してございます。こういった方たちにも、ワクチンのほうを接種していただけるように、防災無線等を通じて勧奨して参りたいと考えてございます。

ただ、ワクチンの接種については、個人の意思を尊重して接種を行うとなっておりますので、個人の意思でワクチンを打たないという方に、無理に接種してくれということとはなかなか進めづらいのかなと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） これから基礎疾患のある方とか、64歳以下の方に接種すると思うんですけども、この方たちにもやはりコールセンター方式を採るんですか。この方たちから日時指定方式に変えるということは考えないのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） お答えいたします。

コールセンター方式で行うことにつきましては、これまでの流れとして、このまま速やかに一般の方も接種を行っていただくために、継続して実施して参りたいと考えてございます。

ただ、今までのように1日ごとの予約枠を設定するのではなくて、ある程度まとまった日数の枠で、かつ年代を区切って予約ができるような仕組みを取りまして、できるだけ電話による混乱がないように、進めて参りたいと考えております。

また、これからの一般分につきましては、若い方も増えて参りますので、そういった方については、電話よりもインターネットのほうを活用して予約が取れるような状況も考えられるますので、そういった形でお願いしたいと考えております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） じゃあ、あくまでもやり方を変えるつもりはないということですね。やはり住民のことを一番に考えて、やり方を考えていただきたいと思うんですよ。そうやって考えた自治体もあるんですから。

では、次に2番目、コロナ禍の学校生活はどのように変わったのかということで、年間の行事予定ということで、児童・生徒の年間の行事予定については、入学式や卒業式、運動会ぐらいは規模を縮小して行うのではないかと思われそうですが、遠足や社会科見学、また文化的行事などはどうなりますか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、町内の小中学校の活動についてですが、地域の感染状況を踏まえまして、文部科学省が策定しました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や、千葉県教育委員会が作成しました「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン」などを遵守しながら、実施時期、時間短縮、人数制限など、3密にならない工夫を凝らしながら、授業や行事を例年どおり行っているところがございます。

国も、学習活動を工夫しながら、可能な限り学校行事や部活動を含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要であるとしておりますので、これからの状況の変化に、学校現場とともに対応していきたいと思っております。

校外活動ですが、感染状況を見ながら、こちらのほうも時期を変更したり方面を変えたりしながら実施したいと考えております。

中学校の修学旅行については、既に4月末に実施しております。ゴールデンウィーク、人の動きが多くなる前に日程を計画し、実施前から学校・家庭での健康管理、旅行先の情報収集、事前に交通機関の混雑状況等を確認するなど、準備と集団行動での感染予防を徹底しまして、旅行中、帰宅後も体調不良者を出さずに実施できました。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうしましたら、コロナの状態が変わってきたら柔軟に対応するということですね。

では次に、このコロナ禍なのに今、東京オリンピック・パラリンピックの競技観戦に児童・生徒の動員計画が明らかになって、教員が下見に行ったというようなことも新聞に載っています。そして、全国で128万人、そのうち東京都が81万人とのことですが、残り47万人には千葉県も一部、含まれているのでしょうか。神崎町は大丈夫なのでしょうか。

また、たとえ無観客になったとしても、児童・生徒の観戦だけは動員するという計画もあると聞きます。その場合、東京都だけでは寂しいからといって、東京近県も動員される恐れはないのでしょうか。また、これについては、独自の考えで断るということも考えているのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） お答えいたします。

今年度、東京オリンピック・パラリンピック観戦につきましては、神崎中学校については東京オリンピック、米沢小、神崎小に関しましてはパラリンピック、会場につ

いては千葉県会場、幕張メッセで現在は実施の方向であります。

ただし、オリンピック組織委員会において感染者数の制限などが決定していない状況、また、会場となる千葉市の感染状況などが今後どうなるか予想がついていない状況でございます。そういったことを考えまして、現在、千葉県のほうでもキャンセルを受け付けるというようなことで、方向が変わってきました。

現在、近隣の教育委員会などとも連携しまして、慎重に対応しているところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 感染状況が危ないようでしたら、キャンセルすることも考えているということですね。

それでは、次は、普段の生活について、現在、オンライン授業と対面授業はどのくらいの割合になっているのでしょうか。将来はオンライン授業を多く進めていこうと思っているのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 質問にお答えいたします。

令和2年度末、GIGAスクール構想により、児童・生徒1人に1端末ということで配備が完了しているところでございますが、現在、神崎町においては、このGIGAスクール、タブレットの活用について、対面授業内での活用。お持ち帰りの家庭での活用というほうはまだ検討していない状況です。ですので、対面授業が現在100%。オンライン事業はまだ0%というような状況です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 1人1台タブレットが配付されているそうですが、それが故障などした場合には、修理費用を保護者に要求している自治体もあると聞きますが、神崎町ではどのようになりますか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 質問にお答えいたします。

昨年度、導入しましたタブレットにつきましては、故障、破損、紛失等に関しまして、保守契約を締結しております。家庭での負担はなく、安心して使っていただけるように配慮しております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、故障した場合は町で負担していただけるということですね。

次に、体育の授業についてですが、この前、マスクをつけて走っていて死亡したという例があったそうなんですけれども、子どもにつけるかどうか、あなた方に判断しなさいということは、子どもに判断させるということは非常に危険だと思います。これは学校のほうで、はっきり体育の時にはマスクをつけないことと明言したほうがいいんじゃないんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 質問にお答えいたします。

体育の授業中、マスクの着用についてですが、十分な距離が取れる環境等であれば、マスクは着用しなくてもいいというようなことで指示が出されております。また、この時期、熱中症対策によって命に関わるような危機があることを踏まえ、熱中症対応を優先させて授業を行うようにというような指示も文部科学省から出ておりますので、マスクを強制させるというようなことはございません。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 分かりました。

次に、給食は黙食となっているんでしょうけども、配膳とか後片付けは、誰がどのように行っているんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 質問にお答えいたします。

給食の時間におきましては、配膳などの作業時は、以前からマスク、割烹着などを着用し、清潔な状態で当番の児童は実施しております。当然、作業前の手指消毒も実施しまして、配膳のほうは施しているところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） これは児童にやらせていないところもあるみたいですけども、神崎町では児童にやらせるわけですね。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 質問にお答えいたします。

神崎町の小中学校におきましては、児童・生徒が配膳を行っております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） それでは、十分に気を付けてやっていただきたいと思います。

それでは、清掃についてなんですけれども、床の雑巾がけは、床に手をつくると、マスクが下がってきて隙間ができると指摘されていましたが、この点についてはどうですか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

清掃活動につきましては、中学校などでは無言清掃を数年前から実施しております。当然、マスクを着用しております。拭き掃除によってマスクが下がるというようなことですが、清掃前、後ともに石けんで手を洗い、清掃中も窓やドアを大きく開け、換気を十分に行いながら清掃を実施しております。コロナ対策としては十分な対応をしながらの清掃活動だと思っております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） そうしますと、ほかの児童と接近しないように、ちゃんと間を空けてやっているということでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 密にならないよう、換気に気をつけながら実施しております。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 換気にいくら気をつけても、子ども同士がひっついちゃうとどうにもならないんですね。だからそのところはちょっと大変でしょうけれども、離してやらせるようにしないとまずいと思います。

それから、部活動をやっているということですが、これはよそでは休止しているところも多いんですね。神崎町ではどういうことに気を付けているんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

部活動に関しましても、文科省が提示しますマニュアル等で、密にならない、同じ方向を向いて実施するなど、感染症予防対策の内容が提示されております。そちらのほうを学校は遵守しまして、対応しているところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 活動内容によっては、相手とかなりつくようなものもありますよね。ないんですか、それはやっていないということですか、神崎町で。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 体が密接するような活動等も控えて練習等、励むように指示されておりますので、そういったものを守りながら、部活動を行っているような状況です。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 分かりました。

それでは、最後は下校後なんですけれども、学校の中では一生懸命、気を付けていても、一步校門でさようならとなって、一步校門を出ると、子どもたち同士がそこでくっついちゃっては何にもならないと思うんですけども、それに対しては何か対策を講じているんでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 本宮教育課長。

○教育課長（本宮 賢君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

下校時間、集団下校というような形、1列に並んでの下校というような形で、子どもたち、途中までは列を成して帰宅しております。

その後、教師の目の届きづらい場所、時間帯がございますが、その際にも、密にならないよう、並んで帰るようというような指導は行っているところでございます。

○議長（石橋 伸一君） 5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） ちょっと子どもたちも可哀そうですけど、1列に並んで、話をしないで並んで歩いて帰るといことなんでしょうけど、コロナが収まるまでは致し方ないかもしれません。いろんな場面で、大人が気を付けてあげなければいけないと思いますので、これからも十分、気を付けてあげてほしいと思います。

じゃあ、ちょっと早いんですけども、これで終わりにいたします。

○議長（石橋 伸一君） 以上で、5番 鈴木節子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでに留め、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は明日11日午後2時から会議を再開いたします。長時間、ご苦勞様でした。

（午後2時34分）